

「寄進地系荘園」をどうとらえるか

京都市立日吉ヶ丘高等学校 新出高久

はじめに

2009年に鎌倉佐保氏が、雑誌『歴史評論』の特集「歴史を学びなおす—教科書記述と歴史研究(1)」掲載の論文で鹿子木荘事書が「寄進地系荘園」成立の典型例として掲載されていることについて問題点を指摘してから久しい。『図説日本史通覧』特集「荘園の登場から荘園公領制の確立」(→p.93)では「寄進地系荘園」概念のとらえ直しをはかっている。

近年出版された『荘園史研究ハンドブック』(以下、『ハンドブック』)は現時点での最新の荘園史研究がまとめられている。本稿では、これを導きの糸としながら、荘園史や中世社会の成立を授業でどのように整理すればよいか考えてみたい。

9世紀までの初期荘園(古代的荘園)

■ 初期荘園と院宮王臣家荘園

墾田永年私財法によって北陸の東大寺領などを代表とする初期荘園は専属荘民はおらず、経営は国衙の協力あつてのことで、10世紀には衰退していくと教科書などでも説明されている。

『ハンドブック』にはこれとは別類型として院宮王臣家領荘園があがっている。要するに上級貴族の荘園である。彼らは以前からさまざまな形で土地の領有が認められていたが、墾田永年私財法によって開発が可能となった。その経営実態は史料の残りがよくなくはっきりしないが、『ハンドブック』では、在地の富豪層(史料上は富豪の輩などとして出てくる)を荘長として浮浪逃亡農民を取り込んで開発した事例が多いとしている。王臣家の政治力をバックに調庸などの課税を拒否することが頻発したようで、このような院宮王臣家領荘園が、律令支配や寺領荘園経営を衰退させていく要因の一つとしている。

■ 延喜の荘園整理令

延喜の荘園整理令は「勅旨開田ならびに諸院諸

宮及び五位以上」の閑地荒田の占請を停止している。『ハンドブック』では、勅旨開田はもとは政府の開発行為で大土地所有ではないが、指揮に当たる国司の強引な経営や勅旨開田に名を借りた国司の荘園経営が起こり、院宮王臣家と富豪層が対抗していっそう荘園が拡大するという悪循環が生まれていたとする。延喜の荘園整理令が整理の対象にしたのはこのような院宮王臣家領荘園であり、その拡大要因となっている勅旨開田もあわせて停止したと考えられる。

10世紀からの免田型荘園

■ 人頭税から土地税へ

延喜の国政改革で、最後の班田が失敗したあと、徴税システムは人頭税から土地税へと大転換し、政府は国司(受領)の権限を強化して任国支配を一任、徴税を請け負わせる体制となった。税目も官物と臨時雑役に集約されていったことは授業でも必ず扱う。このとき、国衙の権限は相当強力なものであったことに注意しなければならない。

■ 国衙による検田と国免荘

すでに成立し不輸租の認定を受けていた官省符荘も含めて、すべての耕地は国衙検田を免れなかった。『ハンドブック』によれば検田は次のように行われた。検田使は作付面積や不輸租田も含めて検田を行い、検田帳を作成した。この検田帳が、官物徴収の原簿となる。不輸租田については公験(官省符や先例についての文書などの証明)を確認して審査が行われた。公験が不十分であれば取公し、異議申請を受けた場合は新たに提出された公験にもとづいて免除を認定し国判を与えた。このように荘園拡大には国司からの強い規制がかかっていたのである。

■ 開発領主とは何か

11世紀に入ると国衙は増収を目的に未開地開発や、荒田、不作田の再開発を奨励し、それに応

えて隷属民や雇用農民を使役して再開発を行い経営規模を拡大する**田堵**が多く現れた。「**大名田堵**」とよばれる。彼らは国衙からは臨時雑役の免除などの優遇を受け、支配下の土地と農民に対する一定の領主権が認められた。このような人びとを教科書では「**開発領主**」とよばれたとする。しかし、『ハンドブック』によれば「**開発領主**」は大名田堵として在地で成長してきた、「五位以下諸司官人以上」といわれた中下級貴族や僧侶など、一定の財力と人脈をもったものが村落に入り込み、開発行為を行った者であるという。教科書に掲載されている鹿子木荘事書の開発領主沙弥寿妙の一族も都の中級官人中原氏であったことがすでに明らかにされている。現在では「**開発領主＝在地領主**」という図式は必ずしも正確ではない。彼らは京と在地を往復して私領経営を行う存在だった。なお、院政期以後の本格的な在地領主の成立とそれが武士によって占められてゆく過程については現時点での重要な研究課題である。

■ 寄進と国免荘の増加

さて、彼らの土地に対する権利と免税特権は国司が認めるところであったが、国司の交代ともなるとその権利は不安定となった。そこで、彼らは摂関家や寺社に開発地を「**寄進**」し、その荘園として国衙に申請することで保護を得た。このようにして成立したのが「**国免荘**」である。

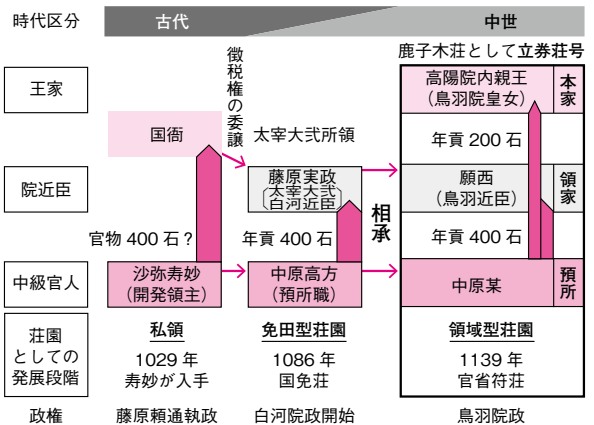
この段階では、上級貴族の権威を借りるという側面が強く、この時代に確認される有力貴族の荘園も『ハンドブック』によれば、のちのちまで維持された形跡がないという。「**国免荘**」も寄進が伴うので「**寄進地系荘園**」という用語に含まれるが、基本的には免田型の荘園で領域型荘園に直接つながるものではない。

鹿子木荘事書について

しかし、教科書では免田型荘園の成立から領域型の中世荘園の成立（その史料として鹿子木荘事書や**柿田荘絵図**が掲載）を「**寄進**」の連続による流れとして叙述していて、それが院政の前に挿入される。これは鹿子木荘事書を利用して得られた、

※鹿子木荘事書、延喜の荘園整理令などは、『通覧』別冊付録にも掲載しております。

鹿子木荘の概要



鹿子木荘事書の内容を、近年の研究成果をもとに、あえて図化した。この間の荘園クラスの在地領主の姿はなお明らかではない。また、立券荘号のあと国司によって収公されることがあり、あらためて1171年に後白河院宣による立券荘号を受けている。

開発領主が在地領主としての武士の原型で、彼らの主体的活動によって寄進地系荘園（＝領域型荘園）が誕生したとする古典的理解によっているからである。現在の研究水準では鹿子木荘事書を手のように理解することはできない。

現在は次のように理解されている。①開発領主沙弥寿妙の家系は中央の受領クラスの**中級貴族**であること、②この文書は鎌倉時代末期、永仁年間に開発領主の末裔と謀って東寺が鹿子木荘の実効支配権を手に入れようとして作成した訴訟文書であること、③鎌倉時代後期は、朝廷、幕府ともに開発領主の権利が、徳政として保護される傾向が強まっていたこと、などが明らかにされている。この文書は③の時代背景のもと②の目的を達成するため、開発領主の権利を強調したものである。

事書には教科書引用部分のあとに、この文書の主張が端的に記されている。弘仁格や墾田永年私財法を引いたあと、「**開発田地皆以開熟人永為私財、以次第手継可令領掌（開発地は全て開発者が永く私財となしている、（提出した）証拠書類にしたがって領有支配させるべき）**」と。

院政期に領域型荘園（中世荘園）が確立

■ 11世紀後半の荘園整理令

1040年、前年に内裏が焼亡し、その再建費用

が諸国に賦課され、それをきっかけに荘園整理令が出された。これ以後12世紀にかけて内裏造営の必要が生じるとに荘園整理令が発令された。1069年の延久の荘園整理令もその一つであったが、このときは記録荘園券契所が中央に設けられてより徹底した整理が行われたことは教科書でも強調されている。その結果、従来の荘園領有のあり方は大きく動揺し、より確実な権利の確保を求めた運動が荘園領主側で展開されることになる。

■ 院政と財政構造の転換

一方、院政が始まると御願寺の造営がさかなくなりその建設費用、さらに内裏の造営や国家的行事の費用などを従来の国家機構を通じた官物収入ではまかなえなくなり、成功や一国平均役(公領、荘園を問わず賦課された)を財源とするようになった。その結果、従来の国家的税収は形骸化し、必然的にそれを財源とする寺社や貴族に対する国家的給付はとどこおった。その代替として荘園認定が国家的給付を補償する形で進められざるをえなかったと考えられる。

■ 中世荘園の成立

院政期には貴族や寺社は、自力で所領を形成して権勢を維持してゆかねばならなくなった。四至を明示した絵図を備え、官省符をもって立券荘号手続きが行われ、不輸・不入権が確立した領域型荘園が鳥羽院政期に激増するのはこうした事情がある。在地勢力と本家との縁を結び、立荘に貢献した貴族層が領家として荘園支配に当たった。

こうして、院や摂関家、大寺社を本家として立券荘号された領域型荘園は本質的に免田型荘園とは異なる、国家機構から独立した領主支配が貫徹する中世荘園として成立した。

荘園公認が国家的給付の補償であった点を考えれば、わずかな寄進地を核に一郡規模での立荘がなされることも理解できよう。

■ 荘園公領制の成立と中世社会

領域型荘園の成立と並行して、国衙領も在庁官人から任命された郡司、郷司、保司などに事実上の領主権が認められるようになり、それは世襲さ

れて事実上の私領と化した。これについては教科書も叙述するようになっている。こうして受領が領家、朝廷が本家になぞらえられる荘園と同様の支配構造に国衙領も再編されたのである。さらに知行国制によってこれらの国衙領支配も国司任免権が与えられた知行国主の自在となっていった。荘園と国衙領は領主権を意味する「職」を重層的に分有する領主たちによって支配される領域となったのである。

院政期以後は、境界線で区切られる荘園、国衙行政単位が、各々の領主権によって分権的に支配される領域とみなされ、その領主権もまた重層的に複数の領主に分有される、きわめて分権的な社会となった。この成立こそが分権を基本とする中世社会の到来を告げるものであった。

■ おわりに

荘園は9世紀の院宮王臣家領荘園、10世紀後半から11世紀半ばの免田型荘園、11世紀末以後に成立する領域型荘園へと変遷し、そのあり方はその時々政治権力のあり方に対応していることが明らかにされた。しかし、現行教科書は「在地領主＝武士」の成長物語として荘園の発展を描こうとするために免田型荘園から領域型荘園をシームレスに叙述するが、ここには大きな断絶がある。前者は古代であり後者は中世なのである。領域型荘園(＝中世荘園)が激増する院政期こそが中世の始まりであり、教科書もそのような時代区分を採用するにいたっている。ところが、荘園制の叙述はそれほど変わっていない。そろそろ叙述の論理そのものを再検討すべきときに来ているのではないだろうか。

【参考文献】

- 石井進「荘園寄進文書の史料批判をめぐって―『鹿子木荘事書』の成立」『中世史を考える―社会論・史料論・都市論』(校倉書房、1991年)
- 副田秀二「肥後国鹿子木荘についての再検討」『熊本史学』(熊本史学会)66・67(1990)
- 西谷正浩「『鹿子木荘事書』成立の背景―徳政と『職の体系』の変質」『熊本史学』(熊本史学会)68・69(1992)
- 鎌倉佐保「寄進地系荘園を捉えなおす」『歴史評論』(歴史科学協議会)710(2009)
- 荘園史研究会編『荘園史研究ハンドブック』(東京堂出版、2013年)